

福岡市政担当記者各位

令和元年度福岡市食品衛生大会について

食品衛生思想の普及向上を図るため、食品衛生上特に顕著な功績があった方及び食品関係施設の改善と資質の向上に努め、他の模範となる施設の表彰を行います。ぜひ、取材をお願いします。

- 1 日時 令和元年 11 月 14 日（木）
13：45～16：00
- 2 場所 あいれふホール
福岡市中央区舞鶴 2 丁目 5 - 1 - 10F
- 3 主催 福岡市
- 4 共催 公益社団法人福岡市食品衛生協会
- 5 参加者 食品関係事業者等 約 100 名



《昨年度の様子》

- 6 表彰内容
 - (1) 福岡市長表彰（食品衛生功労者 10 名，食品衛生優良施設 15 施設）
 - (2) 福岡市各保健所長表彰（食品衛生優良施設 126 施設）
 - (3) 公益社団法人福岡市食品衛生協会会長表彰
（食品衛生功労者 3 名，食品衛生優良施設 50 施設）

※（1）～（3）の表彰のほか、全国大会における厚生労働大臣表彰等の受賞者の紹介も行います。

<参考資料>

表彰基準（別紙）

- ・市長表彰
- ・保健所長表彰
- ・厚生労働大臣表彰

問い合わせ先

保健福祉局生活衛生部食品安全推進課
電話：092-711-4277（内線：2258）
担当：久原，今村

福岡100
人生100年時代への
チャレンジ

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。



現在進行中の『福岡100』
アクションはこちら

表彰基準**1 市長表彰****(1) 食品衛生功労者**

- ① 社会的信望があつく、以下のいずれかに該当する者
 - ア 食品衛生の普及向上に特別な功労があった者
 - イ 食品衛生行政に対する協力及び業界における食品衛生上の指導等に特に功労があった者
- ② 食品関係の営業歴又は食品関係業務に従事した期間が10年以上である者

(2) 食品衛生優良施設

- ① 以下の要件を満たす施設で、食品の取扱い及び施設が衛生的であり、他の模範となるもの
 - ア 過去5年以上同一場所において営業していること。
 - イ 食品衛生優良施設として保健所長表彰を受けた施設であること。
 - ウ 食品衛生票又は食品衛生点検票の総合評価が過去2年間「適」であること。
 - エ 過去2年間食中毒事故がなく、かつ食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
 - オ 食品衛生関係法令を遵守し、施設改善に対する積極的な意欲が認められ、かつ毎年食品衛生研修会等に出席していること。
 - カ 従事者の健康管理が良好で、年1回以上腸内細菌検査を実施していること。

2 保健所長表彰**(1) 食品衛生優良施設**

上記1(2)と同じ。ただし、「ア」の「5年」を「2年」に読み替え、「イ」は適用しない。

3 厚生労働大臣表彰**(1) 食品衛生功労者**

- ① 食品衛生の普及向上若しくは食品衛生に関する発明発見又は食品衛生行政に対する協力、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者であって、以下の何れかに該当する者
 - ア 食品関係の営業歴が10年以上であること。ただし、従業員にあつては、当該職歴が30年以上であること。
 - イ 食品関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が15年以上であること。
- ② 年齢が50歳以上である者
- ③ 原則として、市長又は公益社団法人日本食品衛生協会会長の表彰を受けたことがある者

(2) 食品衛生優良施設

- ① 施設が特に優秀であり、他の模範とすべきものであって以下に該当するもの
 - ア 営業年数が10年以上であること。
 - イ 対象となる施設が建築後営業を開始してから満3年以上経過していること。
 - ウ 過去3年間における食品衛生監視票による施設の採点成績の平均値95点以上であること。
 - エ 施設改善に対する熱意が認められること。
 - オ 従業員の健康管理が優秀であること。
 - カ 原則として市長又は公益社団法人日本食品衛生協会会長等の賞を受けたことがあること。